◇◇◇ 子育て

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

11月は「児童虐待防止推進月間」です。

●**児童虐待とは**／4種類に分類され、例としては次のようなものがあります。

・身体的虐待／殴る・蹴る・やけどをさせる・激しく揺さぶるなど
・性的虐待／子どもへの性的行為・性的行為を見せるなど
・心理的虐待／言葉による脅し・無視・兄弟間での差別的扱い・子どもがDVを目撃するなど
・ネグレクト／適切な衣食住の世話をしない・病気になっても病院へ連れて行かないなど

また、令和2年（2020年）4月から子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰が繰り返されると子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる恐れがあります。

●**「もしかして」と思ったら連絡を**

「虐待を受けたと思われる子どもがいる」「自分自身が出産や子育てに悩んでいる」「子育てに悩む親がいる」などの場合はご連絡ください。

なお、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

【連絡先】
・児童相談所全国共通ダイヤル
☎189
・有田川町家庭支援総合センター
☎080-8941-5137
※時間帯によって役場代表電話に転送されることがあります。

問 家庭支援総合センター（金屋庁舎）

◇◇◇ 税金

新型コロナウイルス感染症の影響で保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付が困難な方は、減免の制度があります。制度を受けるためには要件がありますので、各担当課へお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

※被保険者の所得申告がまだの方は提出が必要な場合があります。

※令和3年（2021年）中の年間収入額確定後、再審査により要件を満たさない場合は減免を取り消す場合があります。

問【国民健康保険税】税務課（吉備庁舎）
【介護保険料】長寿支援課（金屋庁舎）
【後期高齢者医療保険料】住民課（吉備庁舎）・和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

年末調整説明会およびインボイス制度説明会の開催

令和3年度（2021年度）の年末調整の内容および消費税インボイス制度について説明会を行います。

●**日時**／11月16日（火）10時～12時
●**対象者**／有田川町で事業をされている方
●**定員**／40名
※事前に湯浅納税協会へ予約が必要
●**場所**／湯浅納税協会3階会議室（湯浅町湯浅2430-77）
●**主催**／湯浅税務署・公益社団法人湯浅納税協会
※新型コロナウイルス感染症の感染状況などにより開催を中止する場合があります。湯浅納税協会のホームページ（https://www.nk-net.co.jp/yuasa/）をご確認ください。

問 湯浅納税協会 ☎63-5454

税を考える週間

国税庁では、国民の皆さまに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、さまざまな広報活動を実施しております。

今年はテーマを「くらしを支える税」として、国税庁ホームページ内に特設ページを設けるほか、調査や徴収などの業務についても、ドラマ仕立てで分かりやすく紹介しています。またツイッターやYouTubeなどによるSNSを利用した各種情報の発信などにも取り組んでいます。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

問 湯浅税務署 ☎63-5351

広報ありだがわがアプリで読める！

マチイロ

広報ありだがわと町議会広報かわらばんをアプリ「マチイロ」でご覧いただけます。

App Store または Google Play からインストールしてご利用ください。利用料は無料。